

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託
プロポーザル実施要領

本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものとする。

1. 契約予定件名

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託

2. 目的

男女共同参画社会の実現を目指し、「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」を推進するための拠点施設である男女共同参画センターらぷらすの機能の充実を図るため、施設の運営を一体的に行える事業者を選定する。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

※契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、及びその前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

4. 履行場所

世田谷区太子堂1丁目12番40号 グレート王寿ビル3～5階

世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

※当該所在地は、仮移転先となるため、今後、移転する可能性がある。

5. 業務内容

(1) 施設運營業務

①窓口業務

②施設の貸出し、管理等

③施設の貸出しに関わる利用団体登録業務に関すること。

④施設内のインターネット環境の整備（一般用・事務用）

⑤新型コロナウイルス等感染症対策を行うこと。

⑥他人の迷惑となる行為を禁止すること。

⑦事故の際の区担当課への連絡調整

⑧防火管理協議会等への参加及びセンター内での防災訓練等の実施

⑨災害発生時の対応

その他必要な業務については、区担当課と協議すること。

(2) 男女共同参画推進事業に関する業務

①講座事業

②イベント事業

③相談事業

④居場所事業

⑤情報収集・提供業務

- ⑥団体支援事業
- ⑦地域ネットワーク構築
- ⑧各種事業の周知・広報活動
- ⑨事業運営にかかる会議体の運営

6. 提案限度額

- ・令和8年度 83,903千円(税込)
 - ・令和9～10年度 令和8年度と同程度の見込み
- ※令和8年度及び令和9年度以降の実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。
- ※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。
- ※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加が発生した場合は、別途区との協議により決定するものとする。

7. プロポーザル方式を採用する理由

この業務を実施するにあたっては、男女共同参画推進に関する専門的な知識やその普及に関する実績、施設管理・事業展開に要する人材の配置、事業者の適正な経営規模等が求められることから、プロポーザル方式が最適である。

8. プロポーザル参加資格要件

次の要件を満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行例第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当する者でないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (2) 令和2年度以降に、官公庁より次のいずれかを受託した実績があること。
 - ①男女共同参画センターに類する管理運営を受託した実績があること。
 - ②男女共同参画にかかる相談事業、講座事業、施設管理業務いずれについても複数年受託した実績があること(異なる時期に個別に受託した場合も含む)。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 「世田谷区立男女共同参画センターらぷらす運営委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の取り。

委員長：世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会会長 江原 由美子

委員：東京ウィメンズプラザ所長 瀬沼 智子

委員：世田谷区人権擁護委員 小島 和子

委員：駒澤大学総合教育研究部教授 萩原 建次郎

委員：世田谷区烏山総合支所保健福祉センター所長 高橋 裕子

委員：世田谷区経済産業部長 五十嵐 哲夫

委員：世田谷区生活文化政策部長 渡邊 謙吉

委員：世田谷区人権・男女共同参画課長 宮本 千穂

9. 選定日程

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 手続開始の公告 | 令和7年 9月19日 (金) |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和7年10月 3日 (金) 午後5時 |
| (3) 提案書提出者決定通知 | 令和7年10月 6日 (月) |
| (4) 施設見学会※予定 | 令和7年10月 9日 (木) |
| (5) 財務審査書類提出期限 | 令和7年10月14日 (火) 午後5時 |
| (6) 質問提出期限 | 令和7年10月15日 (水) 午後5時 |
| (7) 質問回答 | 令和7年10月22日 (水) |
| (8) 提案書提出期限 | 令和7年11月 6日 (木) 午後5時 |
| (9) 審査期間 | 提案書提出締切後 ~ 令和7年12月初旬 |
| (10) ヒアリング | 令和7年12月初旬 |
| (11) 選定結果通知 | 令和7年12月初旬 |
| (12) 契約締結 | 令和8年 4月 1日 (水) |

10. 委託事業者募集説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間：令和7年9月19日（金）から10月3日（金）午後5時まで
※土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (2) 交付場所：生活文化政策部人権・男女共同参画課及び世田谷区ホームページ
- (3) 交付方法：(2)の窓口で配布または世田谷区ホームページからダウンロード
※世田谷区ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/008/001/d00181829.html>

11. 参加表明書の提出

本公募への応募を希望する事業者は、次により参加表明書一式を提出すること。
参加表明書を提出しなかった場合は、本公募に参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②登記事項証明書（発行年月日から3箇月以内）
 - ③団体の概要資料
 - ・団体の沿革・概要
 - ・理事会役員一覧表
 - ・団体パンフレット（作成している場合のみ）
 - ④令和6年度都道府県民税・市区町村民税納税証明書（発行年月日から3箇月以内）
 - ⑤上記8（2）の実績が分かる資料（契約書の写し等、受託年度・受託業務・事業内容・契約団体名が証明できる書類）
- (2) 提出期限
令和7年10月3日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
人権・男女共同参画課
- (4) 提出方法
持参または郵送（締切日必着。郵送の場合は、書留郵便に限る。）

(5) 辞退

参加表明書の提出後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届（様式2）」を提出すること。

(6) 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

(7) 提案書提出者決定通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和7年10月6日（月）に郵送で提案書提出者決定通知を送付する。

12. 財務審査書類提出

(1) 提出書類

直近3箇年分の貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書

(2) 提出部数・方法

・正本 1部

表紙に、委託件名、提出年月日、貴法人名、担当部課名、担当者名を記載すること。

・副本 1部

(3) 提出期限、提出先及び方法

①提出期間 令和7年10月14日（火）午後5時まで

②提出場所 人権・男女共同参画課

③提出方法 持参のみ

13. 質問票の提出

質問がある場合には、「質問票（様式3）」により、令和7年10月15日（水）午後5時まで（必着）に、人権・男女共同参画課まで、電子メールで提出すること。

回答は、質問事項をとりまとめ、令和7年10月22日（水）に、電子メールにて全事業者へ送信する。

14. 施設見学会（予定）

(1) 日時：令和7年10月9日（木）

(2) 場所：世田谷区立男女共同参画センターらぷらす

（世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3～5階）

※時間等詳細については、別途通知する。

15. 提案書の提出

提案書提出者決定を受領した事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（様式4）

(2) 企画提案書の内容（記載方法は、様式4別添「企画提案書作成の手引き」参照）

提案1 男女共同参画に対する基本的な考え方

提案2 同種・類似業務の実績等

提案3 業務実施計画

提案4 業務実施体制

運営に要する見積経費の積算書

(3) 提出期限、提出先及び方法

- ①提出期間 令和7年11月6日(木)午後5時まで
- ②提出場所 人権・男女共同参画課
- ③提出方法 持参または、電子メール

上記正本と同様であるが、審査で使用するため、表紙、本文等に貴法人名、事業者担当部課名、担当者名を記載しないこと(法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影はすべて消すこと。マジック等で塗りつぶした場合は、透けるため、塗りつぶしたものをコピーするなど、完全に見えない状態にすること)。

16. 提案書を特定するための評価基準及び審査方法

提出された提案書の審査は、以下の「評価基準」により、審査委員会が提案書、積算書、事業者ヒアリングにより総合的に評価した結果、最も優れた事業者を本件業務委託契約締結の相手方となるべき候補者とする。

<評価基準>

(1) 業務の実施に必要な内容についての理解度等

- ①男女共同参画に関する課題等の把握・理解
- ②世田谷区の男女共同参画プラン後期計画等の把握・理解

(2) 業務を安定的に遂行する能力

- ①同種・類似業務の過去5年間の実績
- ②実施体制(実施までのプロセス、スケジュール管理)
- ③運営体制(人材・職員配置)
- ④財政的安定性

(3) 企画提案能力

世田谷区の男女共同参画についての現状・課題の把握、効果的な企画の提案

(4) 積算金額及び内容の妥当性

(5) ヒアリングによる説明内容の明確性、的確性、実現可能性

なお、ヒアリングは以下のとおり開催する予定である。

実施日：令和7年12月上旬

審査内容：提案内容について、ヒアリング(提案説明及び質疑応答)を45分程度行う。

※日時、場所等詳細については、別途通知する。

17. 審査結果の通知期日及び方法

ヒアリングの翌日以降に郵送により発送する。

提案書が特定された者は、契約相手方の候補者として、契約に向けた交渉を行う。

18. その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。

- (3) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めない。
また、提出書類に記載した各担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、区はその提案内容に拘束されないものとする。なお、提案書の内容を契約の特記仕様書に反映する場合、区は、業務の具体的な実施方法について提案を求めることができる。
- (6) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。
- (7) 契約保証金：免除
- (8) 契約書作成の要否：要
- (9) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
担当所管課、世田谷区ホームページ、区政情報センターなど
- (11) 区はこの提案に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 区との契約では、単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は世田谷区公契約条例で定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので令和 8 年度以降に適用される労働報酬下限額を遵守すること。